

令和8年3月31日  
沖縄県土木建築部長

「沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領」の改正について

みだしのことについて、近年の急激な資材価格の高騰等に対応するため、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号。以下「告示」という。）に定める県発注の建設工事に対する業種別の等級格付区分における発注対象工事1件の金額を改めることから、「沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領（以下「特定JV要領」という。）」を改正し、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 特定JV基準額の改正の内容

(1) 土木・建築

ア 2JV 「3億円以上、10億円未満」⇒「3億6千万円以上、12億円未満」

イ 3JV 「10億円以上」⇒「12億円以上」

(2) 電気・管

ア 2JV 「1億円以上、2億5千万円未満」⇒「1億2千万円以上、3億円未満」

イ 3JV 「2億5千万円以上」⇒「3億円以上」

※ 特定JV基準額は、「改正前の基準額×1.18」を切り上げている。（告示と同様）

2 適用時期

令和8年4月1日

3 送付資料

(1) 新旧対照表

(2) 改正後の特定JV要領

(3) 改正前の特定JV要領